

高齢者の予防接種

インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症

対 象 者	自己負担額	助成期間
① 接種日時時点で鹿児島市に住所を有する 65 歳以上 の方	インフルエンザ 1,500 円	令和 8 年 10 月 1 日 ～ 令和 9 年 3 月 31 日
② 接種日時時点で鹿児島市に住所を有する 60 歳以上 65 歳未満 で、 心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の 日常生活活動が極度に制限される程度の障害を 有するか、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能 に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する方 (内部障害 1 級相当)	新型コロナウイルス感染症 6,000 円 ※7 年度の 5,300 円から変更 ※生活保護受給者の方は 自己負担額が免除されます	※助成を受けて接種できるの はそれぞれ 1 回です。

接種時に必要なもの



対 象 者	必 要 書 類
全 員	◆案内ハガキ（個別に送られてきたもの） ◆マイナンバーカード、運転免許証、健康保険の資格確認書など（氏名、生年月日、住所を 確認できるもの）
6 0 ～ 6 4 歳の方	内部障害 1 級相当が確認できるもの（身体障害者手帳、医師の診断書など）
生活保護受給者	◆生活保護受給証 ◆生活保護法医療券 ◆自立支援医療受給者証（負担区分の欄「生活保護世帯」のみ）

いずれか一つを
ご準備ください

令和 8 年度より市民税・県民税非課税世帯の方は、インフルエンザ・新型コロナ
ウイルス感染症予防接種の際に、**自己負担額が必要となります。**

【インフルエンザ】

	令和 7 年度	令和 8 年度
自己負担額	1, 5 0 0 円	
自己負担額が 免除となる方	○生活保護受給者 ○市民税・県民税 非課税世帯	○生活保護受給者

【新型コロナウイルス感染症】

	令和 7 年度	令和 8 年度
自己負担額	5, 3 0 0 円	6, 0 0 0 円
自己負担額が 免除となる方	○生活保護受給者 ○市民税・県民税 非課税世帯	○生活保護受給者

健康被害救済制度について

予防接種法に基づく定期接種で、まれに生じる重い副反応により医療機関での治療が必要になったり、障害が残ったりなどの健康被害が生じ、予防接種によるものと厚生労働大臣が認定した場合には、国の予防接種健康被害救済制度により、医療費などの給付が受けられます。健康被害が生じたときは、感染症対策課にご連絡ください。

※予防接種の説明書や医師の説明を受け、予防接種の効果、副反応について理解した上で、接種についてご判断ください。